

## 香芝市の建築物における県産木材利用促進方針

### (目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下法という。）

第12条第1項の規定に基づき、奈良県が定める奈良県の建築物における県産材利用促進方針（平成24年3月29日制定）に即して、香芝市内の建築物における県産木材の利用促進に関する基本的事項等を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この方針において、「県産木材」とは、奈良県内の森林から算出された木材及びこれを製材加工した木製品をいう。

### (意義)

第3 建築物において県産木材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、山村その他の地域の経済の活性化及び雇用の確保の実現に繋がる。このため、香芝市（以下「市」という。）は、この方針に基づき、建築物への県産木材の利用を促進するものとする。

### (効果の期待)

第4 建築物において県産木材を利用することにより、次に掲げる効果が期待される。

#### (1) 快適な生活空間の形成

木材は、安らぎ及び温もりを与え、周囲の景観に溶け込む等の視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果及び衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、快適な生活空間の形成が図られる。

#### (2) 脱炭素社会の実現への貢献

木材は、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境に優しい資材であり、脱炭素社会の実現に貢献する。

#### (3) 林業及び木材産業の振興への寄与

県産木材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

### (基本的な考え方)

第5 県産木材の利用の基本的な考え方は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 県産木材の優先的な利用

市は、木材の利用に当たっては、県産木材を優先的に利用するものとする。

#### (2) 公共建築物のあり方

公共建築物は、市民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使わ

れるという性質から、公共施設としての機能、利用者の利便性及び安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

### (3) 公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用に当たっては、構造強度、耐火性能及び水分、シロアリ等に対する耐久性能の確保について十分に配慮する必要がある。このため、木材自体の不燃化及び難燃化、防腐処理等の耐久性の向上、集成材、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の木材関連技術の活用並びに設計上の工夫に取り組む必要がある。

### (4) 公共建築物における県産木材利用に向けて

市は、公共建築物の機能並びに利用者の利便性及び安全性の確保を前提として、県産木材の利用の効果及び費用を総合的に考慮し、率先してその利用の推進に取り組むものとする。

（目標）

第6 市は、第5に掲げる基本的な考え方を踏まえながら、次に掲げる目標に沿って、公共建築物における県産木材の利用の推進を図るものとする。

#### (1) 市が整備する建築物における木造化の推進

市が整備する公共建築物の新築、改築及び増築（以下「新築等」という。）に当たっては、県産木材を利用した木造化を推進する。

#### (2) 内装等の木質化の推進

公共建築物の新築等及び改修に当たっては、多くの市民が利用する部分及び木質化がふさわしい部分について、県産木材を利用した内装の木質化を推進する。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、県産木材を利用した外装の木質化を推進する。

#### (3) 奈良県地域認証材の利用の促進

市は、整備する公共建築物において、トレーサビリティの確保及び品質の確保のために、奈良県地域材認証センターが認証する奈良県地域認証材の利用の促進に配慮するものとする。

（一般建築物への県産木材利用の促進）

第7 市は、一般建築物（公共建築物以外の建築物をいう。以下同じ。）における県産木材の利用の促進のため、次に掲げる施策に取り組むものとする。

#### (1) 一般建築物における県産木材の利用の促進

市は、一般建築物における県産木材の積極的な利用を拡大するため、一般建築物の整備をする者に対し、利用の促進を要請するとともに、その支援に努めるものとする。

#### (2) 市民に対する積極的なPR

市は、建築物における県産木材の利用の推進の意義等について、市民の理解が深まるよう、その取組状況の積極的なPRに努めるものとする。特に、木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、重点的に普及啓発に取り組むものとする。

### (3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

#### ア 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主となる事業者等に対する積極的な周知に努めるものとする。

#### イ 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合は、法の目的及び基本理念並びにこの方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

#### ウ 建築物木材利用促進協定による県産木材の利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定締結者に対し、活用できる支援制度や県産木材の利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組の内容について情報発信するものとする。

#### (建築物以外への県産木材利用の推進)

第8 市は、公共土木工事における工作物並びに工事用の資材、備品及び消耗品への県産木材の利用並びに県産木材を利用した木質バイオマスの活用等、建築物以外への県産木材の積極的な利用に努めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この方針は、令和8年3月23日から施行する。

##### (検討)

- 2 この方針について、施策の実施状況、効果等について把握及び分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。